

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成19年1月25日(2007.1.25)

【公開番号】特開2004-183661(P2004-183661A)

【公開日】平成16年7月2日(2004.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-025

【出願番号】特願2003-403882(P2003-403882)

【国際特許分類】

F 0 2 C 7/00 (2006.01)

F 2 3 R 3/52 (2006.01)

【F I】

F 0 2 C 7/00 D

F 2 3 R 3/52

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月4日(2006.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

現行の修理方法は、熱疲労による亀裂を溶接する作業を含む。更に、熱応力により脆弱化されたパネル区域にパッチを取り付ける場合もある。しかしながら、熱応力によりパネルの大きな区域又は複数のパネル内に熱疲労又は熱劣化が生じた場合には、燃焼器は、パッチの取付けを可能にするのに十分な構造的健全性をそのようなパネル内に持たなくなる。また、疲労及び/又は損傷した円錐状基準区域が十分に小さい場合には、円錐状基準区域は低温サイジングされることができる。しかしながら、損傷及び/又は疲労した区域の大きさ次第では、公知の低温サイジング法は、円錐状基準区域を修理する上で有効ではない場合がある。その場合には、これらパネル及び/又は円錐状基準区域の修理は実施不能であって、代わりに燃焼器ライナ全体が取り換えられる。ライナはカウルとドーム組立体とに結合されているので、多くの場合、ライナを取り換えるために燃焼器全体を分解しなくてはならない。更に、カウル及びドーム組立体から締結具が取り外されたとき、構成部品間の正確な寸法関係が変わり、その結果、再組立てする時に特殊な工具を必要とすることになる。従って、冷却ナゲット及び円錐状基準区域を含む燃焼器ライナを取り換えることは、時間がかかりかつ費用がかかる作業となる。

【特許文献1】米国特許 2 6 9 9 6 4 8 号明細書

【特許文献2】米国特許 3 8 4 2 5 9 5 号明細書

【特許文献3】米国特許 4 1 6 2 6 1 1 号明細書

【特許文献4】米国特許 4 3 2 2 9 4 5 号明細書

【特許文献5】米国特許 4 6 8 6 8 2 3 号明細書

【特許文献6】米国特許 4 7 6 6 7 2 2 号明細書

【特許文献7】米国特許 4 8 7 0 8 1 8 号明細書

【特許文献8】米国特許 5 1 4 2 8 7 1 号明細書

【特許文献9】米国特許 5 1 1 7 6 3 7 号明細書

【特許文献10】米国特許 5 1 5 4 0 6 0 号明細書

【特許文献11】米国特許 5 2 3 9 8 1 6 号明細書

【特許文献12】米国特許 5 2 7 9 1 2 7 号明細書

【特許文献13】米国特許 5 2 9 1 7 3 2 号明細書

【特許文献 1 4】米国特許 5 3 0 7 6 3 7 号明細書  
【特許文献 1 5】米国特許 5 3 2 3 6 0 4 号明細書  
【特許文献 1 6】米国特許 5 3 2 9 7 6 1 号明細書  
【特許文献 1 7】米国特許 5 4 7 9 7 7 2 号明細書  
【特許文献 1 8】米国特許 5 6 3 0 3 1 9 号明細書  
【特許文献 1 9】米国特許 5 6 5 7 6 3 3 号明細書  
【特許文献 2 0】米国特許 5 8 9 4 7 3 2 号明細書  
【特許文献 2 1】米国特許 5 9 4 1 0 7 6 号明細書  
【特許文献 2 2】米国特許 6 0 4 7 5 3 9 号明細書  
【特許文献 2 3】米国特許 6 2 8 6 3 1 7 号明細書  
【特許文献 2 4】米国特許 6 3 4 5 4 4 1 号明細書  
【特許文献 2 5】米国特許 6 4 4 2 9 4 0 号明細書  
【特許文献 2 6】米国特許 6 5 8 1 2 8 5 号明細書  
【特許文献 2 7】ドイツ特許 3 9 4 2 2 7 1 号明細書  
【特許文献 2 8】欧州特許 1 2 6 6 7 1 8 号明細書  
【特許文献 2 9】欧州特許 1 2 6 7 1 2 7 号明細書  
【特許文献 3 0】欧州特許 1 1 7 4 2 0 9 号明細書